清掃課からのお願い

〇 し尿の汲取りについて

お盆の前は、し尿汲取りの申込みが集中して、汲取り業者がすぐに対応できない場合がありますので、余裕をみてお申込みください。

また、し尿の汲取料は、久慈広域連合の「公金」ですので、集金を委託している「汲取り業者」へ速やかにお支払いください。

○ 事業系ごみについて

事業活動に伴って発生した一般廃棄物は、事業者自らの 責任で適正に処理しなければなりませんので、「家庭ごみ 集積場」には持込みできません。

事業者が直接ごみ焼却場に持込むか、一般廃棄物処理業 許可業者に依頼してください。

お問合せは、久慈広域連合 清掃課 253-5318

≪ホームページを更新しました≫

久慈広域連合は、平成20年4月1日付けで、久慈地区 広域行政事務組合を統合したことに伴い、広域連合のホー ムページを更新しました。

URLは http://www.kuji-kouiki.jp/です。

- ※ 処理する事務
- ① 市町村職員の共同研修に関する事務
- ② 介護保険に関する事務
- ③ 火葬場の設置及び管理運営に関する事務
- ④ ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理運営
- ⑤ 消防に関する事務(消防団事務を除く。)

消防テレホンサービス

火災などの災害が発生したときの災害情報について、住民の皆さんからの問合わせに応じるため、 久慈消防本部では消防テレホンサービスを通じて 災害情報を案内します。

> 火災・事故・災害発生時の問合わせは 電話 **53-999**

◎編集・発行

久 慈 広 域 連 合 総務企画課

〒028-0056 久慈市中町一丁目67番地 久慈市役所分庁舎内 ☎0194(61)3344

介護保険料は忘れずに

介護保険料を納付書により金融機関窓口などで 納付される方の納期限は、次のとおりとなってい ます。

平成20年度 普通徴収の納期限

第1期	7月31日
第2期	9月1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月1日
第6期	12月25日
第7期	2月2日
第8期	3月2日

激変緩和措置を継続します

年金課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止など地方税法の改正によって、所得が変わらなくても、住民税が非課税から課税となり介護保険料が急激に上昇する方に対しては、経済状況の激変に配慮し、平成 18 年度と 19 年度に保険料率の軽減を行っていましたが、今年度も継続実施いたします。



監査委員に 米田 正氏選任

5月1日開かれた広域連合議会臨時会で普 代村の米田 正氏(65歳)が監査委員に選 任されました。

任期は平成20年5月1日から平成24年4月30日までの4年間です。

久慈広域圏の人口と世帯数 (H 20.6.1 現在)

(単位:人・世帯)

						(十匹・八 口巾)
	市町村名		人	口	世帯数	
ク	Į Ž	慈	市	3 9	0,099	15,064
消	戶 里	爭	町	2 0	0,022	6,748
里	ř	H	村	5	5,003	1,671
車	第 1	F	村	3	3,190	1,118
	į	汁		6 7	7,314	24,601